

## 平成29年4月1日から再生可能エネルギーの 固定価格買取制度（FIT法）が変わります

- 平成29年3月31日までに電力会社と接続契約が締結されていない設備は、新制度に移行できないため、固定価格買取制度による**認定が失効**します

（※電源接続案件募集プロセスに参加している案件、平成28年7月1日以降に認定を取得した案件については、猶予期間あり）

- 認定が失効せず、新制度に移行できたものについては、平成29年4月1日～9月30日に事業計画の提出が必要です

- **太陽光発電など再生可能エネルギー案件の売買取引**に当たっては、上記について十分にご確認ください

### 固定価格買取制度に関する情報提供WEBサイト

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/)

### 固定価格買取制度に関するお問合せ



経済産業省  
資源エネルギー庁

**0570-057-333**

電話受付時間 9：00～18：00  
（土日祝日、年末年始を除く）